

## 令和3年第4回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和3年度高松市一般会計補正予算（第5号）

現計予算額	164,663,465千円
補正額	2,825,618千円
補正後	167,489,083千円

## 2 高松市過疎地域内固定資産税課税免除条例の制定について

〔公布の日から施行〕

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本市の産業振興促進区域内において、振興すべきと定められた業種の用に供する設備の取得等をした者について、特別償却設備である家屋等に対する固定資産税の課税を免除するため、制定するもの

- (1) 趣旨について定めるもの
- (2) 固定資産税の課税の免除について定めるもの
- (3) 固定資産税の課税の免除の申請について定めるもの
- (4) 事業の廃止等の届出について定めるもの
- (5) 課税の免除の取消しについて定めるもの
- (6) 委任について定めるもの
- (7) 条例の失効について定めるもの
- (8) 条例の失効に伴う経過措置を定めるもの

## 3 高松市児童厚生施設条例の一部改正について

〔R4. 4. 1から施行〕

高松市川東児童館を廃止することに伴い、改正するもの

- (1) 児童厚生施設を列記する表から、高松市川東児童館を削るもの

## 4 高松市新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

国の令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえ、高松市新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金の設置期間を延長することに伴い、改正するもの

- (1) この条例の失効日を、令和8年3月31日から1年間延長し、令和9年3月31日とするもの

## 5 高松市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、4月1日に施行されたことに伴い、それまで過疎地域であった本市の区域がその要件を満たさないこととなったが、当該区域を特定市町村の区域とみなし、同法に定める経過措置適用期間において、人口減少の抑制をその基本目標とし、地域共生社会の構築など、持続可能なまちづくりに取り組むとともに、引き続き特別措置を活用するため、高松市過疎地域持続的発展計画を策定するもの

## 6 財産の取得について

消防ポンプ自動車（常備）ぎ装を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 38,280,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社福島商会

## 7 工事請負契約について

東部南総合センター（仮称）・川島コミュニティセンター建設工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 635,800,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社合田工務店

## 8 公の施設の指定管理者の指定について

高松市庵治ほっとぴあんの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 株式会社オクト
- (2) 指定の期間 R3.10.1～R6.3.31

## 9 路線の認定について

寄附採納等に伴い、市道6路線を認定するもの

- ・香西北町32号線ほか5路線

## 10 路線の変更について

県道成合六条線の部分供用の開始に伴い、市道の機能が代替えされたため、市道1路線を変更するとともに路線廃止箇所については不用物件とするもの

- ・下田井町2号線

## 11 公有水面埋立てに関する意見について

高松市朝日町五丁目地先の公有水面をふ頭用地として埋め立てることについて、意見を述べるもの

## 12 専決処分の承認について

公用車の運転が原因で生じたとする事故の損害賠償を求める損害賠償請求控訴事件に係る和解について、早急に事件を解決するため、和解条項の内容を決定するとともに、相手方と和解するため、7月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

### (1) 和解の内容

ア 市は、相手方に対し、本件解決金として35万円の支払義務があることを認め、令和3年7月末日限り、相手方名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、市の負担とする。

イ 相手方は、市に対するその余の請求を放棄する。

ウ 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

エ 訴訟費用は、第1・2審とも、各自の負担とする。

### (2) 和解条項外の医療費等について

相手方の治療に要した医療費等344万円は、自動車損害賠償法による保険金で対応する。

## 13 専決処分の承認について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定により改正される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が令和3年5月19日に公布され、その一部が同年9月1日に施行されることにより、高松市手数料条例等の関係条文を早急に整備する必要を生じたため、8月23日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

### (1) 高松市手数料条例の一部改正

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するもの

### (2) 高松市個人情報保護条例の一部改正

ア 所要の規定整備及び引用条項の整備をするもの

### (3) 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正

ア 引用条項の整備をするもの

## 14 令和2年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算について

令和2年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもの

## 15 令和2年度高松市病院事業会計決算について

令和2年度高松市病院事業会計決算の認定を求めるもの

## 16 令和2年度高松市下水道事業会計決算について

令和2年度高松市下水道事業会計決算の認定を求めるもの

### (報告)

- 1 令和2年度高松市健全化判断比率及び資金不足比率
- 2 債権の放棄